

Title	上原専禄著 独逸中世史研究
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.7 (1942. 7) ,p.614(80)- 619(85)
JaLC DOI	10.14991/001.19420701-0080
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420701-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

上原專祿著「獨逸中世史研究」

高村象平

龔日ラ・ブレヒトの「歴史的思考入門」と題する味ひ體すべき書の周到綿密な譯業を世に送られた上原教授は、續いて「獨逸中世史研究」なる著書を公けにされた。これに收むところは、嘗て東京商大研究年報や一橋論叢等に發表された勞作七篇であつて、後に關説するやうに、孰れも秀拔な史料批判であり研究論文である。のみならず本書の價値を一層高めるものに、本書冒頭の序文があるといつて過言ではない。そこには、獨逸中世史研究について教授が日頃抱懷せられる心情が卒直に語られ、次いで「獨逸文化特性の把握、西歐規範の認識」なる研究目標に近づくために多年採られ來つた方法が淡々たる筆致を以て述べられてゐる。私は本書を手にして先づこの序文を一讀するや、歴史研究の要諦はこの僅々五頁の裡に餘すところなく盡されてゐることを知り、上原教授には禮を失するが極端にいへば、この數頁を味讀するだけのためにも、歴史研究に關心を寄せる人々が本書を座右に備ふべき要あるものと考へた。

上原教授が「獨逸中世文化の特性とその生成の次第とを明かならしめ、かねて西歐文化一般のそれを考究」されるために採られた方法は、「原史料への沈潜」なる歴史考究の常道であり、それは「第一、文献涉獵を第二義的のものと考へ、原史料の直接考究を第一義とすること」、「第二、原史料の性質と成立とにつき直接吟味を行ふこと」、「第三、史料學的考證に即して歴史研究を行ふこと」の三則に頼られるものである。この原史料への沈潜といふ方法にせよ、又はそのための三則にせよ、いやしくも歴史研究に身を委ねんとする者にとつては自明なる事柄といふべきものであつて、何等特異なものではない。しかもこの平凡なる準則こそが、謂はゞ言ふに易く行なふに頗る困難なものであること、一度この學問分野に踏み入つた者の痛感するところである。殊に外國史の研究の場合、原史料の有無から生ずる制約、又それを利用し得る地位にあつてもこれを讀破するために必要な諸種の語學やこれを正確に利用するために必要な歴史補助學を修めることの困難から生ずる障礙は意外に大きいのであつて、そのために「自主的把握」、「自律的考究」を念慮しつつも、ともすれば豊富に存する西歐先學の手になる文献や史料批判に壓倒され、結局西歐史學界への盲信を生んで了ふことは、その事例甚だ多いところであるといはざるを得ない。この弊を嚴戒され、歴史考究の常道たるべきところに歸ることが一見迂遠なるに似てしかも決して然らざる所以を説かれたものが、本書序文における上原教授の言句であり、それは後進者にとつてまさに頂門の一針たるものといふべく、更に本文三三〇頁に互る業績によつて教授は自ら進んで範を示されたのである。本塾の野村博士が日頃後學の徒に教へられるところも、時にその表現こそ異なれその眞意においては上原教授のそれと全く同様であることを想起する時、歴史研究の途は原史料に倚るべくしかも原史料に溺れざるに在るとの感愈深いものを覺えるのである。

扱て本書は史料批判に關するものとして、(第二論文)「傳カール大王御料地令」文献考、(第五)「コーデックス・ラッレスハメンシス」の成立とその内容、(第六)中世に於ける獨逸語古文書、(第七)「フッガー時報」考の四篇を收め、研究論文として、(第一)古ゲルマン民族の國家生活、(第三)封建制度研究に於ける一傾向、(第四)中世獨逸

に於ける國家統一の問題の三篇を載せてゐる。

いまこれ等諸論稿の内容について個々に一言すれば、先づ史料批判のグループにおいて本書の(第二論文)は、カロリング時代フランク國王の王有地に關する最も重要な法制經濟史料として利用せられる「御料地令」が、從來これをカール大王の勅令と見、フランク王國全土の御料地を適用地域とし、八〇〇年又はそれ以前或は八一三年に成立せるものと做されてゐたのに對し、ガイライス、ドーブシュ、マイヤー、エルスナー諸氏の加へた異説を紹介され、この「四家の所説何れも全體としては信頼する能はざる諸々の弱點を減する事實を指摘し、更に何故に諸家の研究が信頼しがたき結果になつたかの理由を、諸家研究方法の不備の裡に見出さ」れるものである。上原教授によれば、その「考證に於ける缺陷は、或る想定せられた令者又は集成者の特殊の人格に關聯せしめ、或は假想せられた令又は集成の史的意義の如きものを通して、本史料の成立を推定するといふ研究方法が採られたことに由來してゐる」。然るに、又、かくの如き研究方法は、人間生活に於ける個性と發展とを明瞭ならしむることを歴史認識の目的となす如き、歴史觀照の根本的態度と密接に關聯してゐる。そして教授は「少くとも史料批判の場合の如き、事實の確定を當面の問題とする限りは」、これは「嚴に警戒すべき歴史觀照の態度であり、避くべき研究方法である」旨を教示せられる。次に(第五論文)において教授は、同じくカロリング王朝時代の經濟史料として極めて高い價值を有するコーデックス・ラッレス・ハメンシスの新版刊行者グレックナー氏の所説を修正されて、本コーデックスに收められたロルシュ修道院年代記の部分も複寫帳の部分も、共に歴史的記念の意圖を以て作製せられたものと做され、これを通じてその成立當時のロルシュ修道院意識、即ちロルシュ修道士達の抱ける歴史的關心と、その歴史的精神に基づく「協同事業を通して諸筆者を横に連ねる一の協同體的意識」とを考察されてゐる。(第六論文)は獨逸

において第十三世紀初頭から文書の全文又はその大部分を自國語たる獨逸語を以て綴るものを生じ、第十四、五世紀を通じて獨逸語文書が漸次ラテン語文書を凌駕し、謂ゆる近世に入つては文書は獨逸語を以てその使用言語とするを常態とするに至つた事情についての考證であり、現存する最古の獨逸語古文書たるエルフルトのユダヤ人誓言範例、ブラウンシュヴァイクのオットー都市法、フリードリッヒ二世の全國和平令を中心として獨逸語使用の直接的動機が、文書の内容を明確に理解せしめんとする實用的目的に存することを指摘され、更に寄進帳、賃子帳、判告書の三種のグランドヘルシュャフト關係史料における用語事情も亦右と同様であつたことを明かにされたものである。(第七論文)は、アウグスブルクのブッガー家へ一五六八年から一六〇五年に亙り世界の各地から直接或は間接に寄せられた新聞紙的時報の一大蒐集たる謂ゆる「ブッガー時報」についてのクラインパウル氏の研究を補正され、これは傳承史料に屬すべき性質のものであること、従つてその史料的價値は第二次的史料として利用され得るところにあることを解明されたものである。

以上の史料批判に關する勞作と並んで本書に收められた研究論文三篇のうち、(第一論文)は、西曆紀元前後の時代に降つても尙ゲルマン民族の全體を包含する恒常的國家組織はないのみならず、ゲルマン民族は臨機・時的にもせよ全體として政治的共同動作を示したことはなく、ゲルマン民族の全體は多數のキヴィタスが并立してゐる複元關係としてのみ觀念せられ得ると做され、次いでゲルマン民族の國家たる個々のキヴィタスは紀元前後の状態では地域團體といふよりは國民團體即ち人的結合であり、しかもそれは非血族團體的性格を帯びることを説かれ、轉じてキヴィタスの運営と内部關係、そしてそれ等は王制を有するものと然らざるものに分たれることを指摘されたものである。かかる機構を有する古ゲルマン民族の諸國家は民族大移動期において漸次統一せられて諸種族國家とな

り、更にメロヴィング王朝、特にカロリング王朝のフランク王國に統一せられる。然しこのフランク王國においても國民生活の團體的差別主義は依然内在してをり、たゞ王朝の統治力が強大である限りこれを抑えることが出来たのであつた。やがてカール大王、ルードウィッヒ度王の歿後、統治實力が弛んでくると種族諸公國の分立的獨立的傾向が顯著に現はれる。これに續く第十世紀から第十三世紀中葉に至る獨逸國家統一の問題を、謂ゆる獨逸皇帝政策と關聯して説かれたものが(第四論文)である。(第三論文)はフランク時代のレーエン制度の一斑に關説されたものであるが、最初我が國における封建制度の比較研究の盛行に鑑みてその方法に吟味を加ふべき要を指摘され、とりわけ我が國において従來行はれて來つた封建制度の概念は極めて複雑なものであり、寧ろそれは混雜ともいふべき相を呈してゐるが故に、この整理即ち封建制度概念の確立自體が封建制度研究の一主要題目たることを述べられる。これと關聯して検討を要する問題は、その影響多きブルンナー教授の概念と方法であるとし、レーエン制度研究における同教授の位置を明かにするために、フランク時代の從者制及び恩給制に關する近時の研究を顧みつつブルンナー説が今日ではもはや學界の定説でないとの斷定を下されたものである。但しこの第三論文において上原教授が採り上げられたものは恩給制に關しての諸見解のみであつて、フランク從者制に關する諸研究についてはドーブシユ教授祝賀論文集に寄稿された論文に譲られてゐる。本書における七箇の論文は孰れも「かつて東京商科大學關係の諸刊行物に發表せられたもの」から擇ばれた關係上、右の獨逸語での論文は收載されることを敢て避けられたのであらうが、然しこの(第三論文)に接した者は、恐らく誰人もせめてその譯文なりとも添加せられたならばとの感を抱くことであらう。因みに本書一三〇頁四行目の「所定の紙數を以つてしては」の一句は、本書の體裁の上から稍々奇異な表現であると感ぜられたことを一言したい。

以上の七論文を通讀して、事新しく私の受けた感慨は、我が志す學の成るの途遠しの一事である。獨逸中世經濟の諸相の一斑なりとも究めんと志し、しかも常時その成り難きを感じつつある私にとつて、本書に收められた諸論文、といふよりはその「一行一行を追ひ行き、その間に潜められた謂ゆる隠れた努力の如何に大であるかを感じる毎に、一方我が至らざることを痛感すると共に、他方學的精進への至大な刺戟を與へられたのであつた。この感銘は然し恐らく私一箇の私するところでなく、本書に接した多くの人々の等しく受けられたところであると信ずる。そして上原教授がやがて第二、第三の獨逸中世史研究を上梓され、以後學を裨益されるの日近きことを希ふのも亦私獨りだけではないと信ずるのである。(弘文堂書房刊、定價四圓三十錢)